

「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいいます。

基本情報にて設置場所区分「(経路充電)高速道路SA・PA(特別な仕様に基づく工事)」を選択した場合、本画面を登録してください。本画面が表示されているが、特別な仕様に基づく工事に該当しない場合は、基本情報の選択が誤っているため、申請書の新規作成からやり直してください。

- 1 規格及び仕様名称、理由、規格及び仕様を適用する工事区分等を詳細に入力し、「追加」を押下してください。
- 2 追加した内容が表示されたら、特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードしてください。
- 3 「確定」を押下してください。

【充電】特別な仕様に基づく工事

管理NO 502342
設置場所名称 ○○

特別に指示する規格又は仕様等

規格及び仕様名称
(同規格及び仕様が記載された書類名称) *

指示する理由 *

規格及び仕様を適用する工事区分または工事項目 *

詳細に説明すること

追加

検索結果：1件

規格及び仕様名称	指示する理由	規格及び仕様を適用する工事区分または工事項目	ファイル (イメージ)	ファイル名	アップロード	削除
仕様・名称	理由	詳細			アップロード	削除

戻る 一時保存 確定

「削除」を押すと追加内容がクリアされます。